諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年6月28日(平成28年(行情)諮問第444号) 答申日:平成29年1月24日(平成28年度(行情)答申第677号)

事件名:機雷敷設戦要表の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『機雷敷設戦要表』\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、「機雷敷設戦要表(1術校教3第1349号(60.9.27)別冊)(表紙及び有効頁一覧表を除く。)」(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月21日付け防官文第8 490号により防衛大臣が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。

(2) 本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるも のである。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「『機雷敷設戦要表』\*電磁的記録が存在する場合、 その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政 文書として、本件対象文書に表紙及び有効頁一覧表を加えたものを特定し た。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、平成27年11月12日付け防官文第17907号により、表紙及び有効頁一覧表について、開示決定を行った後、平成28年4月21日付け防官文第8490号により、本件対象文書につき、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書を管理している海上幕僚監部では、本件対象文書を従来より紙で管理しており、電磁的記録の原稿データは削除しているため電磁的記録は保有しておらず、関係部署への配布も紙媒体で行っている。

また、原処分に当たって確実を期すために実施した、書棚、書庫及びパソコン内のファイル等の探索においても、電磁的記録を保有していないことを確認しており、さらに、本件審査請求を受けて実施した、再度の探索においても電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別表のとおりであり、公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあること、又は我が国と他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

- 4 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2)審査請求人は、「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求 時点において、当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本 件対象文書に電磁的記録が存在すればそれについても特定するよう求め るが、上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有してい ない。
- (3)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成28年6月28日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月15日 審議

④ 同年12月12日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 平成29年1月20日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、機雷敷設戦の計画及び実施に必要な事項について収録 した教育訓練に関する参考資料である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を 求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法 5 条 3 号に該当するとし て不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の 見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性に ついて検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。
  - ア 本件対象文書は、紙媒体の文書であり、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第102号。以下「訓令」という。)10条1項及び5条に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されている。
  - イ 本件対象文書の原稿については、海上自衛隊第1術科学校の担当者 が電磁的記録として作成した上、当該電磁的記録を紙媒体に印刷し、 同学校内の決裁を受けている。
  - ウ 本件対象文書が完成し、秘の指定がなされた後、原稿である電磁的 記録は情報流出の防止等、情報保全の観点を重視し、速やかに廃棄し ている。
- (2) 諮問庁から訓令の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりと認められること、本件対象文書の電磁的記録については、情報保全の観点を重視し、本件対象文書が完成し、秘の指定がなされた後、速やかに廃棄している旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。
- 3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、防衛省・自衛隊の機雷敷設戦の計画及 び実施に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の機雷敷設戦における 指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の行動を妨害しようと企 図する相手方をして、その裏をかいた行動を採ることを容易ならしめるな ど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定 し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、 防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文 書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは 妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不 開示としたことは妥当であると判断した。

## (第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

# 別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	まえがき及び改正記録の一部	防衛省・自衛隊の機雷敷設戦の計
		画及び実施に関する情報であり、こ
		れを公にすることにより、指揮統制
		要領,手法及び内容が推察される。
2	Ⅰ頁ないしⅧ頁, 1-1-1な	防衛省・自衛隊の機雷敷設戦の計
	いし1-2-4, 2-1-1な	画及び実施に関する情報であり、こ
	いし2-5-7, 3-1-1な	れを公にすることにより、指揮統制
	いし3-6-40,4-1-1	要領、手法及び内容が推察されると
	ないし4-8-12,5-1-	ともに、他国との間で公にすること
	1ないし5-4-35,6-1	が同意されていない情報であり、こ
	- 1 ないし 6 - 3 - 5 3 , 7 -	れを公にすることにより、我が国と
	1-1ないし7-3-3,8-	当該他国との間の信頼関係が損なわ
	1-1ないし8-3-1, 9-	れるおそれがある。
	1-1ないし9-5-16,	
	(0) -1-1ないし(0) -	
	3 - 6 , 付 - 1 及び付 - 2 の -	
	部	